

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 31 日

一般社団法人 高齢者住宅協会 御中

国土交通省住宅局安心居住推進課長

サービス付き高齢者向け住宅整備事業等による補助対象財産の柔軟な活用について

平素より、高齢者等住宅施策の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）に基づくサービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 31 日付け国住心第 178 号）第 4 第一号に掲げるサービス付き高齢者向け住宅整備事業等を通してその整備等に対する支援を行うとともに、当該補助対象財産の取扱いについては「スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて」（平成 30 年 7 月 13 日国住心第 141 号）を発出しているところです。

今般、本通知を別添の通り見直し、以下の場合には、補助対象財産の管理を開始した日から 10 年未満であっても国庫納付等を行うことなく柔軟に当該補助対象財産が活用できるよう、一定の条件を満たす際に、国土交通大臣への報告書の提出をもって承認があったものとして取り扱うこととする包括承認手続きの対象としました。

- ・補助対象財産のサービス付き高齢者向け住宅で、入居対象者が一定期間以上確保できない場合等に、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 9 条第 1 項第 7 号に規定するセーフティネット専用住宅又は同法第 40 条第 2 項第 2 号に規定する居住サポート専用住宅として少なくとも高齢者の入居を受け入れることとする場合
- ・入居対象者と同居する一定の条件を満たす障害者で、入居対象者が死亡した後、継続して当該同居者を居住させる場合

つきましては、貴協会会員へ周知いただきますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局安心居住推進課 清水・長・鎌形
TEL：03-5253-8111（内線 39-854・39-855・39-856）